

【食品表示法】

5 栄養強調表示ルールの変更

◆栄養強調表示

→ **たっぷり**、**控えめ**等の表示を指す。

毎日の食生活で不足しがちな栄養成分や取り過ぎが気になる栄養成分について、栄養成分が多いこと、少ないことを**強調する場合の基準が定められています。**

基準を満たせば、『**たっぷり**』や、『**控えめ**』などの栄養強調表示が可能。

※高い、低いに言及せず、栄養成分名のみ目立たせて表示するものについては、栄養強調表示の基準は適用されませんが、消費者が誤認するような表示はNG。塩、シュガー、脂肪、糖といった表現でも栄養強調表示の基準が適用されます。

※栄養強調表示の基準を満たしているか否かは販売時に判断されるものですが、販売時に栄養強調表示の基準を満たすものであっても、摂取時に栄養強調表示の基準を満たさなくなる食品に強調表示をすることは望ましくはない。

※少なくとも、栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取が出来る旨を表示する栄養成分については、消費者の商品選択に資する為、栄養素等表示基準値に占める割合を併せて表示することが望ましい。

『たっぷり』『含む』など補給出来る旨の表示基準が定められている栄養成分	<ul style="list-style-type: none"> ・たんぱく質、・食物繊維、・ミネラル（6種類） ・ビタミン（13種類）
『控えめ』『含まない』など適切な摂取が出来る旨の表示基準が定められている栄養成分等	<ul style="list-style-type: none"> ・熱量、・脂質、・飽和脂肪酸、・コレステロール ・糖質、・ナトリウム

※『うす塩味』、『甘さひかえめ』など味覚に関する表示は該当しない。

【食品表示法】

6 栄養機能食品のルール変更

①対象成分の追加

栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに『**n-3系脂肪酸**』、『**ビタミンK**』及び『**カリウム**』を追加。

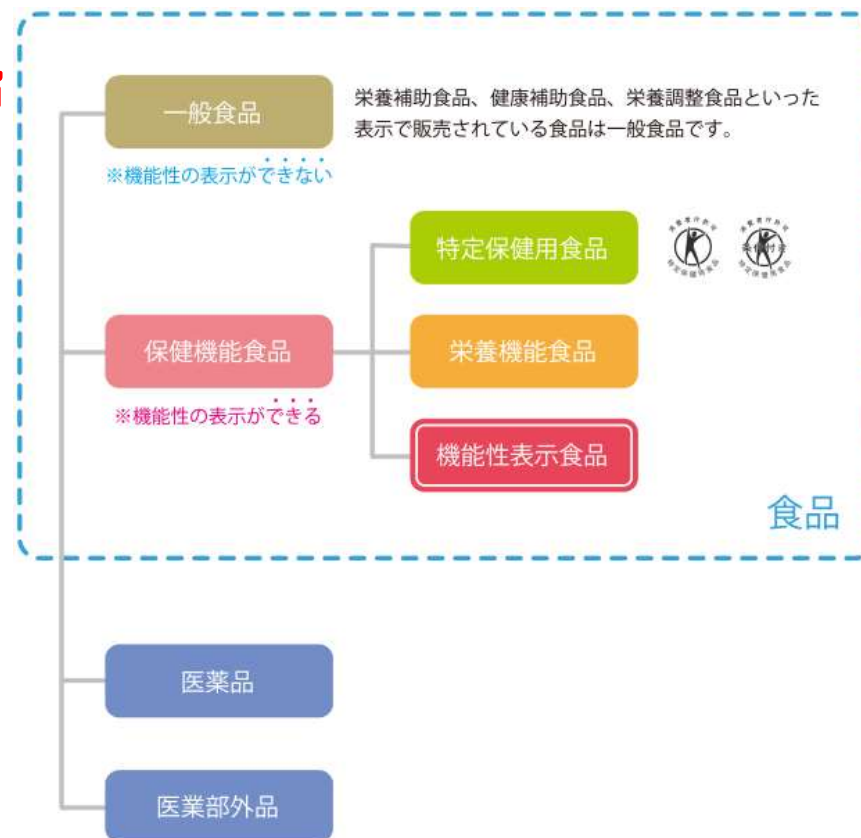
②対象食品の範囲の変更

鶏卵以外の生鮮食品についても、**栄養機能食品の基準の適用対象**となる。

③表示事項の追加・変更

- ・栄養素等表示基準値の対象年齢（18歳以上）及び基準熱量（2,200kcal）に関する文言を表示。
- ・特定の対象者（疾病に罹患している者、妊産婦等）に対し、定型文以外の注意を必要とするものにあつては、当該注意事項を表示。
- ・栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量とする。
- ・生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示とする。

※食品と医薬品の区分を現した図



【食品表示法】

7 原材料名表示等ルールの変更

【パン類、食用植物油、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料】

➡他の加工品同様に、**原材料または添加物を区分**し、それぞれに占める**重量割合の高いものから順に表示**する

【複合原材料表示について、それを構成する原材料を分割して表示した方が分かりやすい場合】

➡構成する**原材料を分割して表示する事が可能**

【プレスハム、混合プレスハム】

➡従来は原材料名中のでん粉の表示に併記して「でん粉含有率」を表示していましたが、ソーセージ、混合ソーセージ同様に「**でん粉含有率**」の**表示事項の項目を設けて表示**

【例：『ココア調整品』を仕入れて製造したクッキーに表示する場合】

複合原材料名 ➡ ココア調整品

複合原材料中の原材料 ➡ 砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩

○ 複合原材料による表示

原材料名	内容
〇〇ミックス粉	(小麦粉、砂糖、コーンスターチ、アーモンドパウダー、 その他(卵を含む))、バター、膨張剤、香料



○ 分割して表示する方法

原材料名	内容
小麦粉、砂糖、バター、コーンスターチ、アーモンドパウダー、ココアパウダー、乾燥卵黄	(卵を含む)、食塩、膨張剤、香料

※複合原材料を使用した場合に、複合原材料の一般的な名称が存在する場合や性状に大きな変化がある場合は、元の原材料に分割して表示する事は出来ない。

➡例：皮とつぶ餡を仕入れて製造したどら焼き等

内容に関するお問い合わせは、弊社 担当者までお問い合わせください。

【食品表示法】

8 販売の用途に提供する添加物の表示に係るルールの改善

販売対象	新たに追加された表示項目
一般消費者向けの添加物	『 内容量 』、『 表示責任者の氏名又は名称及び住所 』
業務用の添加物	『 表示責任者の氏名又は名称及び住所 』

■ 一般消費者向け添加物

名称	食品添加物 香料製剤
成分	香気成分10%、エタノール47%、グリセリン4%、水分39%
内容量	30ml
賞味期限	欄外上部記載
保存方法	冷暗所に密栓して保管してください。飲用したり、直火または高温にさらしたりしないでください。
販売者	◎◎株式会社 321-7654 東京都△▲市…
製造所	■■株式会社 234-5678 埼玉県△△市…

■ 業務用添加物

- ・名称
 - ・賞味期限
(品質の変化が極めて少ないものは、省略可能)
 - ・保存の方法
(同上)
 - ・製造所(加工所又は輸入者の営業所)の所在地及び製造者(加工者又は輸入者)の氏名又は名称
 - ・製剤である添加物にあつては、成分及び重量パーセント
 - ・使用の方法の基準が定められた添加物にあつては、使用の方法
 - ・食品添加物である旨
 - ・アレルギーに由来するものにあつてはアレルギーを含む旨
 - ・タール色素の製剤にあつては、実効の色名
 - ・規格上表示量に関する規定があるものにあつては、その重量パーセント
 - ・ビタミンAの誘導体にあつては、ビタミンAとしての重量パーセント
 - ・アスパルテーム又はこれを含む製剤にあつては、L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
- ・**表示責任者の氏名又は名称及び住所【一部の添加物を除き、新たな義務】**

内容に関するお問い合わせは、弊社 担当者までお問い合わせください。